

議案第9号

富山地域合併協議会新市の名称等検討委員会の設置について、次のとおり提出する。

平成15年5月30日提出

富山地域合併協議会  
会長 森 雅 志

富山地域合併協議会新市の名称等検討委員会の設置について

新市の名称等検討委員会の設置に必要な事項を定めるため、別紙のとおり提出する。

## 富山地域合併協議会新市の名称等検討委員会設置規程（案）

（設置）

第1条 この規程は、富山地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、富山地域合併協議会新市の名称等検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討するものとする。

- (1) 新市の名称に関する事項
- (2) 新市の事務所の位置に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、富山地域合併協議会委員の中から会長が指名する委員をもって組織する。

（役員）

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の互選により選出する。

（役員職務）

第5条 委員長は、委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

（報告）

第7条 委員長は、委員会の検討の経過及び結果について、随時、協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。